## 第7号様式(その1)記載の手引

## 1 この明細書の用途等

この明細書は、控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第6号様式、第6号様式 (その2) 若しくは第6号様式 (その3) の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。 なお、内国法人が地方税法第53条第37項又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の地方税法第53条第25項の規定の適用を受ける場合には、この表に所要の調整をして記載してください。

## 2 法人名

法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。

## 3 各欄の記載のしかた

る 谷懶の記載のしかに 欄	記載の1 かた	切 辛 审 巧
11.14	記載のしかた	留意事項
1 「政令第9条の7第 6項ただし書又は令和	道府県民税の従業者数を地方税法施行令(以下「政令」といいます。)第9条の7第6項ただし書又は地方税法施行令の一部を改正する	道府県民税の従業者数 を政令第9条の7第6項
2年旧政令第9条の7	す。) 第9条の1960年にし書文は地方祝伝施刊室の一部を改正する   政令(令和2年政令第 264 号)による改正前の政令(以下「令和2年旧	を成り第9条の7第6項 ただし書又は令和2年旧
第7項ただし書の規定	政市(下州2千政市第204万)による以上前の政市(以下「下州2千日   政令」といいます。) 第9条の7第7項ただし書の規定により計算する	政令第9条の7第7項た
の適用の有無」	法人にあっては「有」を、政令第9条の7第6項本文又は令和2年旧政	だし書の規定により計算
	令第9条の7第7項本文の規定により計算する法人にあっては「無」を	する法人とは、事務所又
	○印で囲んで表示します。	は事業所(以下「事務所
	3.7	等」といいます。) の所
		在する都道府県が実際に
		採用する税率に相当する
		割合を用いて計算する法
		人をいい、同項本文の規
		定により計算する法人と
		は、100 分の1を用いて
		計算する法人をいいま
	注上以为明如中(则主 17(0 0 0 ) 儿中) 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	す。
2 「所得税等の額①」	法人税の明細書(別表 17 (3の6)付表)の5の欄の金額を記載します。	
3 「控除対象所得税額	9。   法人税の明細書(別表 17(3の6)付表)の 31 の欄の金額を記載しま	
等相当額又は個別控	す。	
除対象所得税額等相		
当額②」		
4 「法人税の控除額	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表 17 (3の	
3	6)) の3の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書(別	
	表 17 (3 の 6) ) の 11 の欄の金額を記載します。	
5 「地方法人税の控除	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表 17 (3の	
額④」	6))の4の欄の金額と法人税申告書(別表1)の34の欄「所得地方法	
	人税額」の金額から法人税の明細書(別表6(5の2))の8の欄の金	
	額を控除した金額のうち少ない金額を、連結申告法人にあっては地方法   人税の明細書(別表2付表3)の16の欄の金額を記載します。	
6 「各道府県ごとに控	スペンの和音(別表2刊表3)の10の欄の並領を記載します。 2以上の都道府県に事務所等を有する法人が次のように記載します。	
除する金額の明細」	(1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税の従業者数	
14. A D TE BY (> A11/4)	を政令第9条の7第6項本文又は令和2年旧政令第9条の7第7項本	
	文の規定により計算する法人にあっては法人税額の課税標準の算定期	
	間又は連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在の従業者数を記	
	載し、道府県民税の従業者数を政令第9条の7第6項ただし書又は令	
	和2年旧政令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する法人に	
	あっては第7号の2様式別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載し	
	ます。	
	(2) 都道府県ごとの⑨の欄の計算は⑥の欄の金額を各都道府県ごとの従	
	業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合にお	<b> </b>
	いて、当該算定した控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得	
	税額等相当額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた 金額を記載します。	
	金額を記載しまり。  (3) ⑩の欄は、各都道府県ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業	
	年度分の法人税割額(第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号	
	様式(その3)の⑦の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数	
	を切り捨てる前の金額)から特定寄附金税額控除額(第6号様式、第	
	6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の⑧の欄の金額)を控	
	除し、税額控除超過額相当額の加算額(第6号様式、第6号様式(そ	
	の2)又は第6号様式(その3)の⑨の欄の金額)を加算した金額を	
	記載します。	